

有明の丘研修(第1期)結果(暫定値)

③ 確認テスト結果(防災基礎、災害への備え)

- ・単元別確認テスト
- ・最終日確認テスト

H29_1 確認テスト結果「防災基礎」

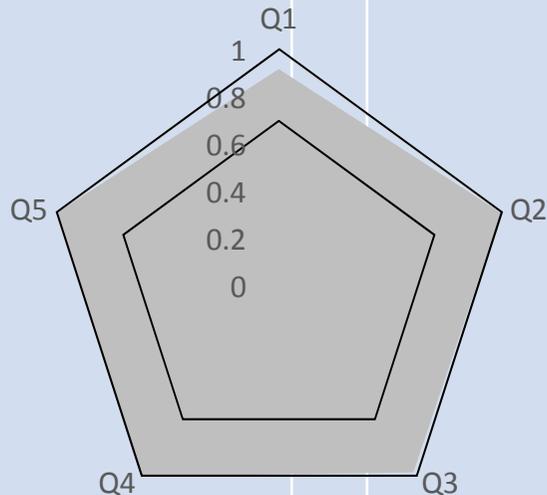
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|------|-------------------------|---------------|----------------------|------|--------------|
| 单元名 | 9月7日 | 防災基礎 総論 | ハザードのメカニズムと実態 | | | 地域の脆弱性と被害の実態 |
| | | | 地震・津波 | 火山 | 風水害 | |
| 配点 | | 5点満点 | 5点満点 | 5点満点 | 5点満点 | 5点満点 |
| 平均点 | | 4.90 | 4.65 | 4.32 | 4.03 | 4.75 |
| 正解率 | | 98% | 93% | 86% | 81% | 95% |
| 单元名 | 9月8日 | 防災行政概要 災害法体系 防災計画 | | 災害対応過程と態度を学ぶ (演習) | | 最終日 確認テスト |
| 配点 | | 10点満点 | | | | 10点満点 |
| 平均点 | | 7.78 | | | | 9.20 |
| 正解率 | | 78% | | | | 92% |

H29_1 確認テスト結果「防災基礎総論」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|--------|---|---------------|---------------|---|
| a-1 | 防災基礎総論 | 1 | 防災危機管理の基本的考え方 | 災害と防災の基本 | Q 1 : ハザードとは、地震、津波、台風などの自然現象によって引き起こされた災害の英語訳である。(×) |
| | | | | | Q 2 : ハード対策とソフト対策はそれぞれ役割が異なる。ソフト対策はハード対策を代替するものではなく、相互に補完しあうものである。(○) |
| | | | | 繰り返される災害 | Q 3 : 近代以降の日本で死者・行方不明者が5000人以上となった自然災害は、いずれも津波による犠牲者が大半を占めている。(×) |
| | | | | | Q 4 : わが国は世界的に見ても多雨地帯にあり、地震発生回数や、活火山数も多く、もともと自然災害に見舞われやすい国土である。(○) |
| | | | | 重くなる行政・管理者の役割 | Q 5 : 避難勧告、避難誘導などの判断について、犠牲者遺族らによる訴訟が続いているが、いずれも原告側が敗訴している。(×) |

設問毎の得点結果

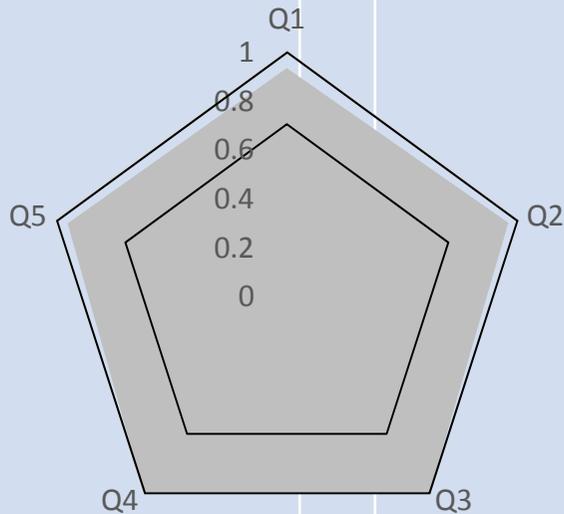


H29_1 確認テスト結果「ハザードとメカニズムの実態（地震・津波）」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-------------------|---------------|---|------------------|----------------------------------|---|
| a-2 a-3 a-4 | ハザードのメカニズムと実態 | 5 | 地震と津波のメカニズムとその被害 | 地震発生メカニズム（海溝型地震、内陸(直下)型地震）、被害の概要 | Q1：「マグニチュード」は地震の揺れ（地震動）の大きさを示す数字である。（×） |
| | | | | | Q2：地震を起こした断層運動の大きさは「地震モーメント」という数字で示される。（○） |
| | | | | 地震災害の事例（被害、避難） | Q4：1995年阪神・淡路大震災の犠牲者の多くは「家屋倒壊」が一番の原因だった。（○） |
| | | | | 津波発生メカニズム、被害の概要 | Q3：津波は地震の強い「ゆれ」によって海底が振動することで発生する。（×） |
| | | | | | Q5：「横ずれ断層型」の地震で、大きな津波が発生することが多い。（×） |
| | | | | 津波災害の事例（被害、避難） | |
| | | | | 地震災害と津波災害の被害想定、ハザードマップ | |
| | | | | 津波警報・注意報 | |

設問毎の得点結果



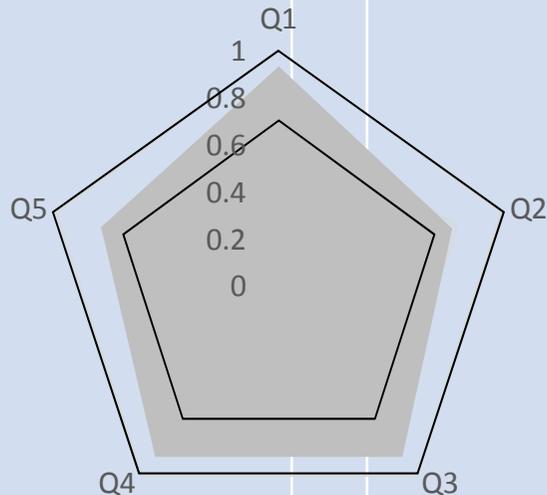
H29_1 確認テスト結果「ハザードとメカニズムの実態（火山）」

指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-------------------|---------------|---|---------------|---|---|
| a-2 a-3 a-4 | ハザードのメカニズムと実態 | 2 | 火山のメカニズムとその被害 | 活火山と火山現象のメカニズム | Q 1：火山噴火予知連絡会は、「過去およそ2000年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義している。（×） |
| 火山噴火による被害の概要 | | | | | |
| 火山災害対策 | | | | Q 2：気象庁は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して噴火警報を発表する。（○） Q 3：火山災害警戒地域に指定された地域を含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会（火山防災協議会）を設置しなければならない。（○） Q 4：火山噴火予知連絡会会長は噴火警報を発することができる。（×） Q 5：市町村長は噴火警報・噴火警戒レベルによらず、独自の判断や火山防災協議会の助言に基づいて警戒区域の設定や避難指示ができる（○） | |

設問毎の得点結果

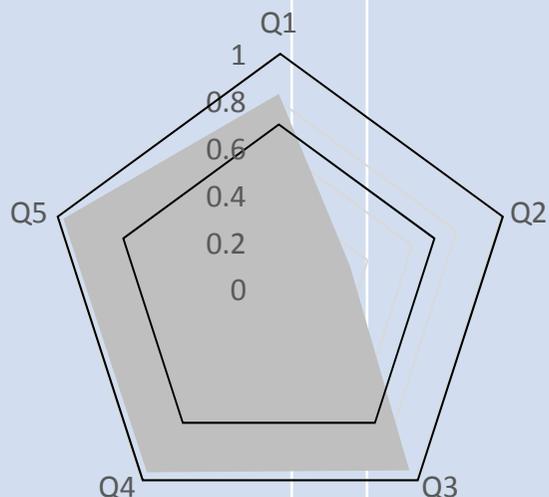


H29_1 確認テスト結果「ハザードとメカニズムの実態（風水害）」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-------------------|---------------|---|----------------|-----------------|--|
| a-2 a-3 a-4 | ハザードのメカニズムと実態 | 4 | 風水害のメカニズムとその被害 | 風水害とは | |
| | | | | 大雨のメカニズム | Q 1 : 災害が発生する可能性の高い1時間80mm以上の雨量が記録された場合を「大雨」という。(×) Q 2 : 台風のおおよその勢力を示す目安として、最大風速をもとに4階級の「強さ」を、風速15m/s以上の半径を元に3階級の「大きさ」を決めている。(○) |
| | | | | 高潮のメカニズム | |
| | | | | 竜巻のメカニズム | |
| | | | | 浸水害（内水氾濫）の被害の概要 | Q 3 : 大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる現象を「洪水」という。(×) |
| | | | | 洪水害の被害の概要 | |
| | | | | 土砂移動現象のメカニズム | |
| | | | | 土砂災害の被害の概要 | Q 4 : 斜面崩壊による被害の範囲は、斜面の直下など比較的限定的だが、土石流は、谷沿いに数百～数千m流れ下り、被害をもたらすこともある。(○) |
| | | | | 暴風による災害の被害の概要 | |

設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「ハザードとメカニズムの実態（風水害）」

指導要領の学習項目と設問

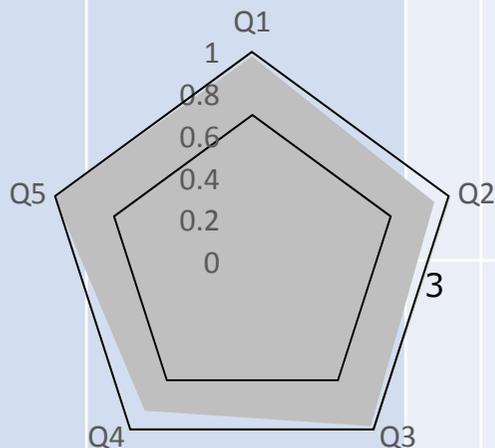
| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-------------------|---------------|---|----------------|---------------|--|
| a-2 a-3 a-4 | ハザードのメカニズムと実態 | 4 | 風水害のメカニズムとその被害 | 高潮による災害の被害の概要 | Q 5：高潮は、数時間にわたって海面の高さが上昇する現象であり、発生すると、堤防を海水が越え、広い範囲を水没させることがある。（○） |
| | | | | 竜巻による災害の被害の概要 | |

H29_1 確認テスト結果「被害の実態と地域の脆弱性」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|--------------|---|--------------------------|--------------------------|--|
| a-5 | 被害の実態と地域の脆弱性 | 1 | 自然災害による人的被害の実態 | 自然災害による人的被害の実態 | Q 1 : 日本の自然災害による死者・行方不明者数は、1950年代以降、近年になるほど増加傾向が見られる。(×) |
| | | 2 | 地域の災害特性を知ることの重要性 | 地域の災害特性を知る | Q 2 : 災害は、素因に誘因が作用して発生する。誘因とは地震・台風などの自然現象のことであり、素因とはその土地が持っている災害に関わる性質のことである。(○) |
| | | | | ハザードマップ | Q 3 : 風水害、特に土砂災害による犠牲者の多くは、ハザードマップに示された土砂災害危険箇所の付近で発生している。(○) |
| | | 3 | 防災情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方 | 防災情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方 | Q 4 : 災害情報を大別すると動的情報と静的情報に分けられる。前者の代表例がハザードマップで、後者としては雨量の観測値などがある。(×) |
| | | | | | Q 5 : 避難所の開設が未了の場合、避難勧告を出すべきではない。(×) |

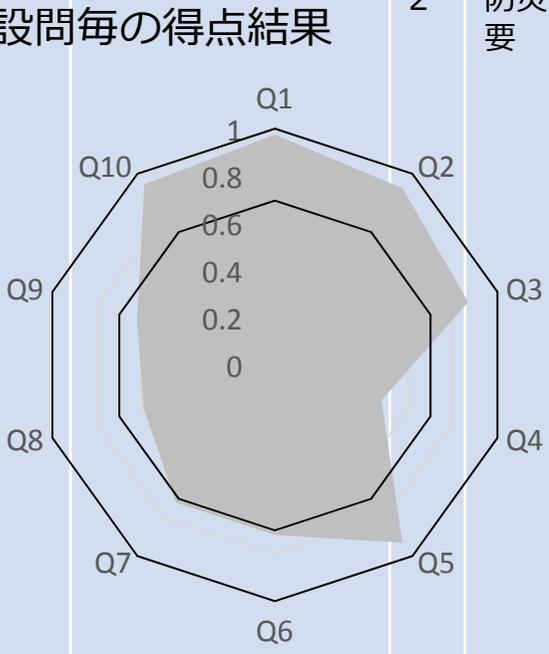
設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「防災行政概要・災害法体系・防災計画」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|----------|-------------------------|---|-----------|------------------------------|---|
| 設問毎の得点結果 | 防災行政概要 災害法体系 防災計画 | 1 | 防災活動全体の流れ | 時間経過に応じた災害対応 | Q 1 : 災害対策の流れは、平時における「災害への備え」、警報や避難などの災害が想定される直前の対応、発災後の「応急活動（被災者への支援を含む）」、「復旧・復興」のサイクルであり、各段階に応じた対策を適切に実施するとともに、サイクルを回しながら検証改善していくことが重要である。(○) |
| | | | | 災害対策の流れ | |
| | | 2 | 防災活動の概要 | 自然災害の発生要因とリスク評価の考え方 | Q 2 : 「災害への備え（災害予防）」は、「被害抑止対策」と「災害対応準備対策」からなり、「災害対応準備対策」は、体制整備、備蓄や資機材等の整備、訓練など、災害時に実施する災害対応業務を迅速かつ円滑に実施するための事前対策のことである。(○) |
| | | | | 災害関連法、防災計画 | |
| | | | | 自助、共助、公助の役割 | |
| | | | | 主な「事前対策」業務の概要、実施上のポイント | |
| | | | | 主な「直前対策（警報避難）」業務の概要、実施上のポイント | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |



H29_1 確認テスト結果「防災行政概要・災害法体系・防災計画」

指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

黄色：得点結果0.7未満

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|------------|-------------------------|---|----------------|--|---|
| a-6 a-7 | 防災行政概要 災害法体系 防災計画 | 2 | 防災活動の概要 | 主な「災害対応業務（発災直後）」業務の概要、実施上のポイント | Q 3：災害時の広報は、被災者に安心感や信頼感を持ってもらうため、現地の状況を熟知した防災部局の実務担当者が前面に出て会見を行うことが重要である。（×） |
| | | | | 主な「災害対応業務（救助・救急、医療及び消火活動）」業務の概要、実施上のポイント | |
| | | | | 主な「災害対応業務（被災者支援）」業務の概要、実施上のポイント | Q 4：災害時には被災者生活再建支援法に基づき、避難所に避難している人の生活支援、仮設住宅の提供、医療の提供等に関する必要な救助を行う。（×） |
| | | | | 主な「災害対応業務（復旧復興）」業務の概要、実施上のポイント | |
| | | 3 | 防災活動に関連する法令の概要 | 主な災害対策関係法律の類型、体系 | Q 5：被災者保護を図る重要性に鑑み、災害対策基本法においては、要配慮者の支援等を行うために市町村長が避難行動要支援者名簿を作成することを規定している。（○） |

H29_1 確認テスト結果「防災行政概要・災害法体系・防災計画」

指導要領の学習項目と設問

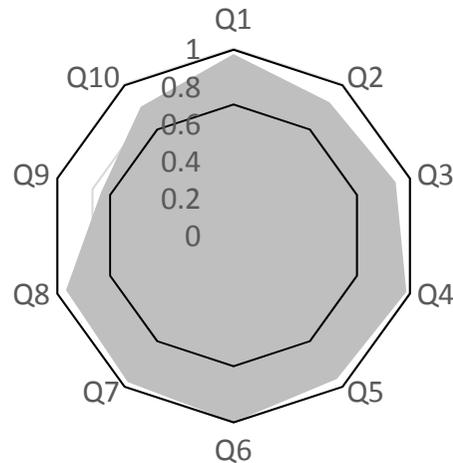
赤字：研修指導要領にない

黄色：得点結果0.7未満

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|------------|-------------------------|---|----------------|--|--|
| a-6 a-7 | 防災行政概要 災害法体系 防災計画 | 3 | 防災活動に関連する法令の概要 | その他の災害対策関係法律・体制の概要 | Q 6：激甚災害制度は、地方財政の負担緩和や被災者に対する特別の助成を行うために全国的規模の激甚な災害に限って対象とすることが「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に定められている。(×) |
| | | | | | Q 7：災害救助法に基づく救助を的確に実施するために、同法において都道府県が基金を積み立てることを義務付けている。(○) |
| | | 4 | 防災基本計画・地域防災計画 | 防災基本計画の概要 | |
| | | | | 地域防災計画の概要 | Q 8：市町村防災会議は、市町村防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。(×) |
| | | | | Q 9：地方公共団体は、業務継続計画策定にあたり、少なくとも①「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」、②「電気・水・食料等の確保」、③「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」、④「重要な行政データのバックアップ」、の4要素について定めておくべきである。(×) | |
| | | | | | Q 10：南海トラフ地震防災対策推進基本計画においては、減災目標及び減災目標を達成するための施策に係る具体目標を設定しているが、首都直下地震緊急対策推進基本計画においては、それらは設定されていない。(×) |

H29_1 確認テスト結果「防災基礎コース最終日」

最終日確認テスト



- Q 1 : ハザードとは、地震、津波、台風などの自然現象によって引き起こされた災害の
英語訳である。(×)
- Q 2 : 気象庁は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して噴火警報を発表する。(○)
- Q 3 : 火山災害警戒地域に指定された地域を含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会(火山防災協議会)を設置しなければならない。(○)
- Q 4 : 「マグニチュード」は地震の揺れ(地震動)の大きさを示す数字である。(×)
- Q 5 : 大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる現象を「洪水」という。(×)
- Q 6 : 日本の自然災害による死者・行方不明者数は、1950年代以降、近年になるほど増加傾向が見られる。(×)
- Q 7 : 風水害、特に土砂災害による犠牲者の多くは、ハザードマップに示された土砂災害危険箇所の付近で発生している。(○)
- Q 8 : 災害時の広報は、被災者に安心感や信頼感を持ってもらうため、現地の状況を熟知した防災部局の実務担当者が前面に出て会見を行うことが重要である。(×)
- Q 9 : 激甚災害制度は、地方財政の負担緩和や被災者に対する特別の助成を行うために全国的規模の激甚な災害に限って対象とすることが「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に定められている。(×)
- Q 10 : 地方公共団体は、業務継続計画策定にあたり、少なくとも①「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」、②「電気・水・食料等の確保」、③「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」、④「重要な行政データのバックアップ」、の4要素について定めておくべきである。(×)

H29_1 確認テスト結果「災害への備え」

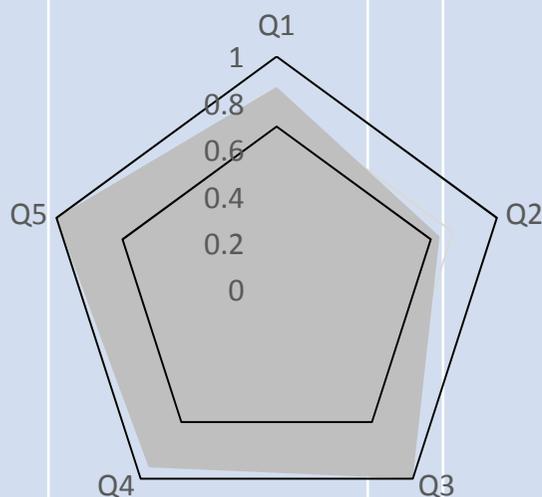
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|-------|--------------------|--------------|-------------|----------|-----------------|
| 単元名 | 9月12日 | 「災害への備え」総論 | 行政のBCM | 住民啓発 | 企業防災 | 「災害への備え」ワークショップ |
| 配点 | | 5点満点 | 5点満点 | 5点満点 | 5点満点 | |
| 平均点 | | 4.56 | 4.67 | 4.89 | 4.59 | |
| 正解率 | | 91% | 93% | 98% | 92% | |
| 単元名 | 9月13日 | 「災害への備え」としての地域防災計画 | 防災教育・災害教訓の伝承 | 地域の自主的な防災活動 | 災害ボランティア | 最終日確認テスト |
| 配点 | | 5点満点 | 5点満点 | 5点満点 | 5点満点 | 10点満点 |
| 平均点 | | 4.26 | 3.87 | 3.48 | 4.15 | 9.00 |
| 正解率 | | 85% | 77% | 70% | 83% | 92% |

H29_1 確認テスト結果「「災害への備え」総論」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|----------------|---|---|---------------------------------------|--|
| b-1 | 「災害への備え」 総論 | 1 | 災害予防の防災 災の中の位置 づけ及び主な 内容 | 災害対応の流れ の中の災害予防 の位置づけ | |
| | | | | 大震災後の防災 対策全体の再構 築と災害対策基 本法改正 | <p>Q 1 : 東日本大震災の教訓として、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念にすることとした。(○)</p> <p>Q 4 : 災害対策基本法の基本理念に、「減災」の用語が東日本大震災後の同法の改正で重要用語として盛り込まれた。(×)</p> <p>Q 2 : 東日本大震災の教訓として、防災のハード対策では限界があることから、ソフト対策を中心に据えて災害対策を推進することとした。(×)</p> |
| | | | 災害予防における留意事項(被害想定に存在する幅を理解し住民啓発時に注意すべきことなど) | | |
| | | 2 | 災害予防における自助、共助、公助の意味と共助の重要性 | 自助、共助、公助の意味と、災害予防における意味 | Q 3 : 行政(公助)のみならず、地域、市民、企業(自助、共助)レベルの取組を組み合わせなければ、万全な対策はとれない。(○) |

設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「「災害への備え」総論」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|----------------|------------|----------------------------|----------------------------------|----|
| b-1 | 「災害への備え」 総論 | 2 | 災害予防における自助、共助、公助の意味と共助の重要性 | 防災における共助の重要性と災害予防で必要な対応 | |
| | | 3 | 防災における民間主体との連携のあり方 | 自主防災組織・地域の市民団体、民間企業、災害ボランティア等の特徴 | |
| | | | | 民間主体との連携における行政側の備えと心構え | |
| | | | | 外部からの支援における地域の受援力の重要性 | |
| | | 代表的な被害抑止対策 | 地震への被害抑止対策 | | |
| | | | 津波への被害抑止対策 | | |
| | | | 風水害への被害抑止対策 | | |
| | | | 土砂災害への被害抑止対策 | | |

H29_1 確認テスト結果「「災害への備え」総論」

指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|----------------|--|------|------|--|
| b-1 | 「災害への備え」 総論 | | | | Q 5：災害対策において、被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護することが重要である。（○） |

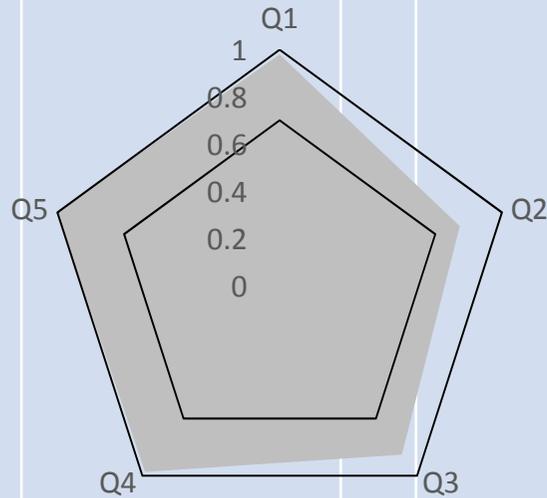
H29_1 確認テスト結果「行政のBCM」

指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|--------|---|--------------------|------------------------------------|---|
| b-3 | 行政のBCM | 1 | 行政のBCP、BCMの意義と必要要素 | 行政の業務継続計画（BCP）及び業務継続マネジメント（BCM）の概要 | <p>Q 1：行政のBCPは、重大な被害を受けて業務の実施に不可欠な要素・資源が被害で制約される中で、被災直後に重要業務をできるだけ多く実施・継続させるために必要である。（○）</p> <p>Q 2：行政のBCPは、災害発生時、災害対応業務に加え、平常時の業務も被災直後から多くを継続できるような体制を目指すものである。（×）</p> <p>Q 3：BCP・BCMに盛り込むべき計画の種類としては、「発災直後の応急対応計画」、「平常時の事前対策計画」、「BCPの訓練の計画」及び「維持管理・継続的な改善の計画」が必要である。（○）</p> |
| | | | | 行政のBCPの重要事項（小規模市町村向け6項目など） | <p>Q 4：行政が災害時において他の自治体から支援を受けるための計画は、地域防災計画の下に策定することとされており、行政のBCPとは関係が薄い。（×）</p> |
| | | | | 災害時の地域活動の継続・早期復旧の考え方 | |
| | | | | 重要業務に不可欠なリソースの確保の重要性と主な方法 | <p>参集人員及び代替の人材の確保と職員の安全</p> |
| | | | | | |

設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「行政のBCM」

指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|--------|---|-----------------------------|----------------------------|--|
| b-3 | 行政のBCM | 2 | 重要業務に不可欠なリソースの確保の重要性と主な方法 | 電力、通信、情報のバックアップの重視 | |
| | | | | BCPでの受援計画、広域連携の活用の重要性と主な方法 | |
| | | 3 | 行政庁舎の代替拠点の確保の必要性と選定方法 | 行政の代替庁舎の必要性 | |
| | | | | 代替庁舎の選定の考え方、方法 | |
| | | 4 | 訓練、維持管理、見直しの重要性とトップのリーダーシップ | 定期的な訓練、維持管理、見直しの重要性と主な方法 | |
| | | | | 首長その他の幹部のリーダーシップ・関与の重要性 | |
| | | | | | Q 5：行政へ民間企業や業界団体からの支援を定める災害協定は、東日本大震災の後、都道府県レベル、市町村レベルのいずれでも増加傾向にあるが、さらなる拡充の余地があるのが現状である。（○） |

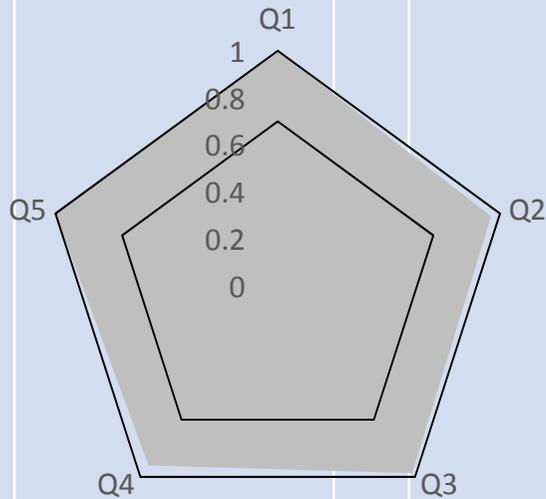
H29_1 確認テスト結果「住民啓発」

指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

| 単元 | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|----------|----------------------|--|--|
| b-6 住民啓発 | 1 住民向けの防災の啓発の意義と留意事項 | 住民向けの防災の啓発の意義と基本的・効果的な方法 | Q1：住民向けの防災啓発では、災害直後からの活動は全て公助を頼ることが重要であることを周知する。(×) |
| | | | Q2：住民に共助に関わってもらおう組織に消防団、自主防災組織などがあるが、自主防犯組織は当てはまらない。(×) |
| | | | Q3：大規模な地震災害で発生する対応は、住民が手を出すと危険で混乱するので消防本部や消防団、行政職員のみで組織的に活動することが重要(×) |
| | | | Q4：災害を最小限度に止めるためには、住民の自助が効果的である。(○) |
| | | | Q5：住民に啓発する内容は常にこれまでの知識を踏襲し伝えることが大切で、その時代の社会構造や環境に対応して変化(発展)させる必要はない(×) |
| | | 住民向けの防災の啓発の優良事例 | |
| | | "住民の防災活動の啓発における留意事項 ～要配慮者への配慮、男女双方の視点の考慮、支援を行う者の安全確保" | |

設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「住民啓発」

指導要領の学習項目と設問

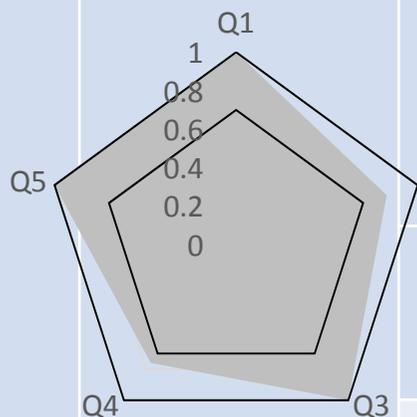
| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|------|---|-------------------|-------------------------------|----|
| b-6 | 住民啓発 | 3 | 地域の防災訓練の意義と基本的な方法 | 地域コミュニティと行う防災訓練の意義と基本的な方法 | |
| | | | | 地域コミュニティと行う防災訓練の優良事例と実施上のポイント | |

H29_1 確認テスト結果「企業防災」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 | |
|-----|------|---|-------------------------------|------------------------|-----------------------------|--|
| b-4 | 企業防災 | 1 | 指定（地方）公共機関である企業の防災での役割と行政との連携 | 指定（地方）公共機関である企業の防災での役割 | | |
| | | | | 指定（地方）公共機関と行政との連携のあり方 | | |
| | | | 2 | 災害対応における企業の役割 | 「企業防災」に関する災害関連法令の規定 | Q 1：災害対応において企業の力を借りた方がよい場面が増え、行政と企業との早期連携が有効であることが熊本地震でも改めて明らかになった。（○） |
| | | | | | 企業が担える役割、果たすべき役割の概要 | Q 2：災害対応を多く経験してきた企業でも地方自治体ほど体制が整っていないので、企業との災害協定の活用は、行政から方法を指定し先導していくことが不可欠である。（×） |
| | | | 3 | 災害協定の重要性と協定締結状況 | 企業との災害協定の重要性 | Q 3：行政が災害対応で企業に連携を求める場合、企業の事業継続の必要性や企業の独自の事情などを認識し、例えば協力の範囲や程度などについて配慮をすることも必要である。（○） |
| | | | 4 | 企業の事業継続計画（BCP）の意義と特徴 | 企業の事業継続計画（BCP）の経済・社会的な意義と特徴 | Q 4：企業の災害被害を最小とする「企業防災」と、災害時の企業活動の維持または早期復旧をめざす「事業継続」とは、互いに密接に関わり合い、共通した要素も存在するので、ほぼ同じものと考えてよい。（×） |
| | | | | | 企業のBCPと企業の社会的責任（CSR） | Q 5：近年、災害復旧に貢献する企業において、資金面、物資面の支援に加え、人的な支援（企業ボランティア）も増加してきている。（○） |

設問毎の得点結果

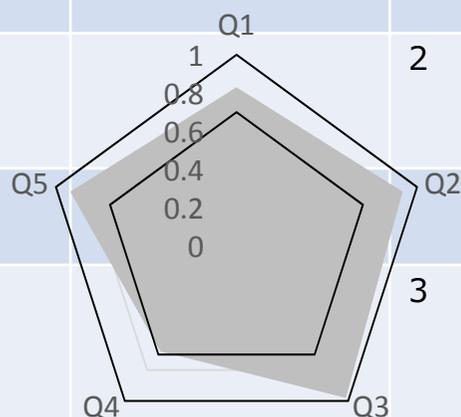


H29_1 確認テスト結果「「災害への備え」としての地域防災計画」

指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|----------|--------------------|---|------------------------------|---------------------------------|---|
| b-2 | 「災害への備え」としての地域防災計画 | 1 | 地域防災計画の目的と概要 | 地域防災計画の目的、法的位置付け | Q 1：地域防災計画は地方防災会議が定め、議会の議決は必要ない。(○) |
| | | | | 地域防災計画の災害への備えのための役割 | Q 2：災害から人命を守るためには、応急対策の充実が最も重要である。(×) |
| 設問毎の得点結果 | | | | | |
| | | 2 | 地区防災計画の目的と概要 | 地区防災計画制度の目的と作成方法概要 | Q 5：地区防災計画制度は、地区防災計画のPDCAの要素までは含んでいない。(×) |
| | | | | 地区防災計画の主な事例、展望 | Q 4：地区防災計画を策定した地区は、市区町村の地域防災計画に位置付けられるよう提案しなくてはならない。(×) |
| | | 3 | 地域の災害予防の対策を進めるにあたっての防災計画等の活用 | 災害への備えのため防災計画を活用する考え方・基本的方策等の活用 | |
| | | | | 法定の防災計画を補完する計画・マニュアル等の活用 | |
| | | | | | Q 3：災害時には自治体が避難行動要支援者名簿情報を、要支援者本人の同意を得ずに支援者等に提供できる。(○) |



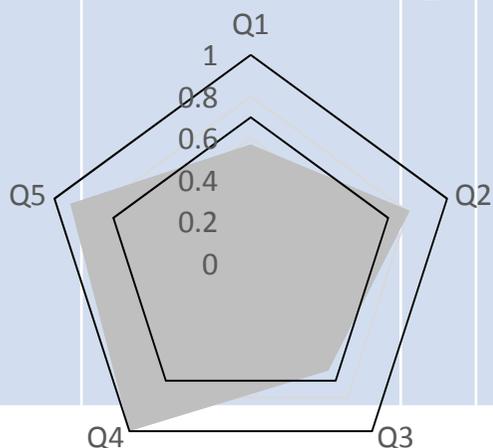
H29_1 確認テスト結果「防災教育・災害教訓の伝承」

指導要領の学習項目と設問

■ : 得点結果0.7未満

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|------|---|---------------------------|---|--|
| b-6 | 住民啓発 | 2 | 災害教訓の伝承の意義と具体的な事例 | 災害教訓の伝承の意義と基本的な方法 | Q 5 : 災害対策基本法には、住民の責務として「過去の災害から得られた教訓を伝承する」活動に努めることは定められていない。(X) |
| | | | | 災害の教訓や災害文化を伝える取組事例(石碑やモニュメント、行事、地形等) | |
| b-7 | 防災教育 | 1 | 防災教育の意義と基本的な方法 | 防災教育の意義と制度上の位置づけ | |
| | | | | 防災教育の基本的な方法と実施上のポイント | |
| | | 2 | 学校教育又は課外活動における防災教育の具体的な事例 | 学校での防災教育が注目される背景、防災教育の意義 文部科学省の防災教育カリキュラムの考え方と内容 | Q 1 : 「学校保健法等の一部を改正する法律」によって、学校保健法から学校保健安全法に改題され、学校における安全管理に関する条項が加えられたのは、東日本大震災後の2012年(平成24年)4月1日からである。(X) Q 2 : 第2次学校安全の推進に関する計画は、平成29年度(2017年度)からの10カ年計画である。(X) Q 3 : 学校における防災教育は災害安全に関する教育と同義であり、安全教育の一環として行われるものである。(○) |

設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「防災教育・災害教訓の伝承」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|------|---|--|--|--|
| b-7 | 防災教育 | 2 | 学校教育又は 課外活動にお ける防災教育 の具体的な事 例 | 学校教育又は課 外活動における 防災教育の優良 事例（防災教育 チャレンジプラ ンなど） | Q 4：文部科学省では、東日本大震災後、学校安全ポータル サイトを開設し、学校安全のために、文部科学省や都道府県 等を実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載 し、情報共有に努めている。（○） |
| | | 3 | 地域コミュニ ティ向けの防 災教育の具体 的な取り組み 事例 | 地域コミュニ ティ（住民・企 業等）向けの防 災教育の意義と 現状 | |
| | | | | 地域コミュニ ティ（住民・企 業等）向けの防 災教育の優良事 例（防災教育 チャレンジプラ ンなど） | |

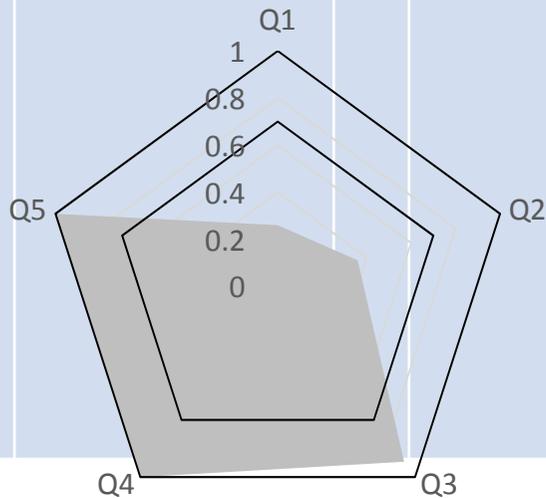
H29_1 確認テスト結果「地域の自主的な防災活動」

指導要領の学習項目と設問

■ : 得点結果0.7未満

| 単元 | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----------------|------------------------|---------------------------|--|
| b-8 地域の自主的な防災活動 | 1 自主防災組織の目的と制度概要 | 自主防災組織の目的と法的位置づけ | Q 1 : 自主防災活動は、地域における共助の基本的な活動であるが、その内容やあり方は、災害対策基本法に直接の規定はない。(○) |
| | | 自主防災組織に関する現行制度の概要 | Q 3 : 自主防災組織には、要支援者名簿の作成、避難誘導、避難所運営、備蓄、訓練等の担い手として期待が高い。(○) |
| | 2 自主防災組織に期待される役割と現状、課題 | 自主防災組織の現状、活動事例、課題・限界 | Q 2 : 自主防災活動は、災害発生直後において役割が十分果たせるかについては、メンバーの高齢化や女性幹部の多さなどを含め、様々な限界もある。(×) |
| | | | Q 5 : 自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の協調・交流や行政・企業・教育など他の分野との連携が重要である。(○) |
| | | | Q 4 : 自主防災組織を育成するために、資機材購入及び運営費等に対する補助や資機材等の現物支給が行われているが、人材育成のための教育機会の提供を行っている地方自治体は見当たらない。(×) |
| | | | 避難行動要支援者名簿作成の役割と留意点 |
| | | 避難行動要支援者の避難支援・避難誘導の役割と留意点 | |

設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「地域の自主的な防災活動」

指導要領の学習項目と設問

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|-------------|---|------------------------|-----------------------------|----|
| b-8 | 地域の自主的な防災活動 | 3 | 地域の他の自主的な防災団体の役割と現状、課題 | 地域におけるマンション管理組合等の役割と関係づくり | |
| | | | | その他の地域コミュニティの防災の担い手と関係づくり | |
| | | | | 地域コミュニティの自主的な防災体制の充実に向けた方向性 | |

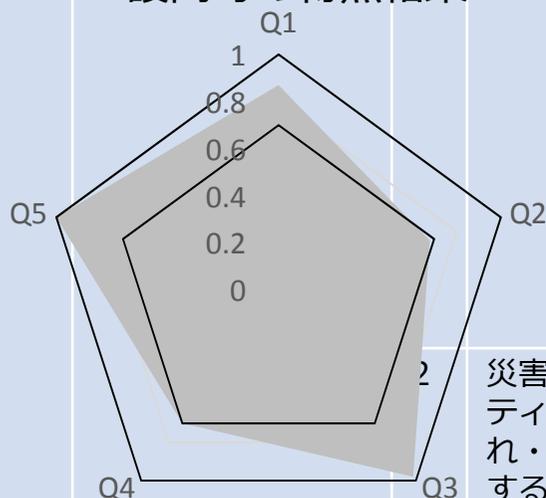
H29_1 確認テスト結果「災害ボランティア」

指導要領の学習項目と設問

■ : 得点結果0.7未満

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|----------|---|----------------------------|---------------------------------|---|
| b-9 | 災害ボランティア | 1 | 災害ボランティア及びその活動の位置づけ・種類・特長 | 災害ボランティアの種類と特性 | |
| | | | | 阪神淡路大震災（ボランティア元年）以降のボランティア活動の変遷 | Q 3 : 阪神・淡路大震災（1995年1月17日発生）は、ボランティア活動の防災上の重要性を広く認識する契機となり、「ボランティア元年」と呼ばれた。（○） |
| | | | | 災害ボランティアの防災での意義、行政との役割分担、法的位置づけ | Q 1 : 災害対応において、災害ボランティアの支援は重要であるが、被災者のニーズにきめ細かく対応するのは、行政、医師、保健師などの責任を持つ職員が担わなければ難しい。（×） Q 2 : 災害対策基本法では、円滑な受入れ、安全確保等の活動環境の整備し、災害ボランティアの自主性を尊重すべきと規定されているが、行政と災害ボランティアの連携について特段の規定はない。（×） |
| | | | 災害ボランティアの受入れ・調整に関する現地での仕組み | 被災時の災害ボランティア活動の基本的な動き | |
| | | | | 災害ボランティアセンターの役割と機能、仕組み、担い手 | |

設問毎の得点結果



H29_1 確認テスト結果「災害ボランティア」

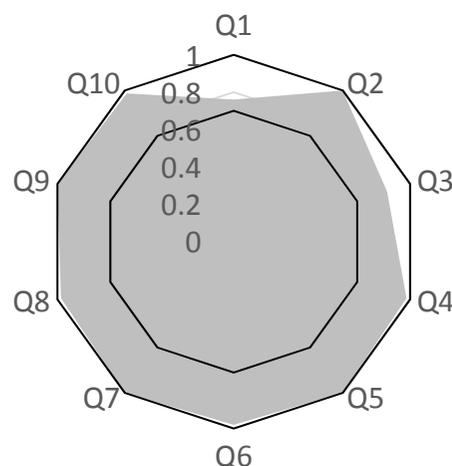
指導要領の学習項目と設問

赤字：研修指導要領にない

| | 単元 | | 学習目標 | 学習項目 | 設問 |
|-----|----------|---|----------------------|---------------------------------|--|
| b-9 | 災害ボランティア | 3 | 災害ボランティアの活動の実際と課題、展望 | 災害ボランティアの災害現場での活動事例と課題 | |
| | | | | 災害ボランティア団体の全国、地域内連携、各レベルの行政との連携 | Q 5：政府と災害ボランティアとの連携会議の重要議題として、災害ボランティア活動の安全・衛生の確保、救援に必要な活動資金の確保、地域での円滑な受入れやニーズとのマッチング、大災害におけるボランティア活動の広域連携・調整が話し合われてきた。(○) |
| | | | | 災害ボランティア活動の今後の展望 | Q 4：東日本大震災での災害ボランティアの活躍を踏まえて、閣議了解より、「防災とボランティアの日」が制定された。(×) |

H29_1 確認テスト結果「災害への備えコース最終日」

最終日確認テスト



- Q 1 : 東日本大震災の教訓として、防災のハード対策では限界があることから、ソフト対策を中心に据えて災害対策を推進することとした。(×)
- Q 2 : 行政(公助)のみならず、地域、市民、企業(自助、共助)レベルの取組を組み合わせなければ、万全な対策はとれない。(○)
- Q 3 : B C P・B C Mに盛り込むべき計画の種類としては、「発災直後の応急対応計画」、「平常時の事前対策計画」、「B C Pの訓練の計画」及び「維持管理・継続的な改善の計画」が必要である。(○)
- Q 4 : 行政が災害時において他の自治体から支援を受けるための計画は、地域防災計画の下に策定することとされており、行政のB C Pとは関係が薄い。(×)
- Q 5 : 住民に啓発する内容は常にこれまでの知識を踏襲し伝えることが大切で、その時代の社会構造や環境に対応して変化(発展)させる必要はない(×)
- Q 6 : 災害対応において企業力を借りた方がよい場面が増え、行政と企業との早期連携が有効であることが熊本地震でも改めて明らかになった。(○)
- Q 7 : 災害時には自治体が避難行動要支援者名簿情報を、要支援者本人の同意を得ずに支援者等に提供できる。(○)
- Q 8 : 災害対策基本法には、住民の責務として「過去の災害から得られた教訓を伝承する」活動に努めることは定められていない。(×)
- Q 9 : 自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の協調・交流や行政・企業・教育など他の分野との連携が重要である。(○)
- Q 10 : 政府と災害ボランティアとの連携会議の重要議題として、災害ボランティア活動の安全・衛生の確保、救援に必要な活動資金の確保、地域での円滑な受入れやニーズとのマッチング、大災害におけるボランティア活動の広域連携・調整が話し合われてきた。(○)